

岸和田市公共施設等総合管理計画改訂支援業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「岸和田市公共施設等総合管理計画改訂支援業務」に係る契約の相手方となる候補者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- ① 業務名 岸和田市公共施設等総合管理計画改訂支援業務
- ② 業務内容 別紙「岸和田市公共施設等総合管理計画改訂支援業務仕様書」のとおり
- ③ 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 予算額

委託料の上限は 18,000,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

※委託契約の額は、委託料の上限の範囲内において、業務委託仕様書における業務内容に基づき受託候補者が企画提案時に提出した価格見積額とする。

4. スケジュール

令和7年4月7日（月） 公募開始・質疑受付開始
令和7年4月14日（月） 参加申込書 受付開始
令和7年4月15日（火） 17時まで 質疑受付締切
令和7年4月18日（金） 質疑への回答期限
令和7年4月22日（火） 17時まで 参加申込書・参考資料提供申請書提出締切
令和7年4月28日（月） 参加資格審査の結果通知発送
令和7年5月7日（水） 企画提案書受付開始
令和7年5月19日（月） 17時まで 企画提案書等の提出締切
令和7年5月26日（月）（予定） プレゼンテーション・選定委員会
令和7年5月30日（金） 選定結果の通知発送
令和7年6月10日（火） 契約締結期限

5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをし

ていない者又は申立てをなされていない者であること。

- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- ⑥ 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行。）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- ⑦ 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。）に該当する事実がないこと。
- ⑧ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- ⑨ 過去 10 年間の間に、国又は地方公共団体が発注する本業務と同種又は類似の業務※を 2 件以上元受けとして実施した実績があること。
- ⑩ 同種又は類似の業務※の従事経験がある者を本業務の管理技術者として配置できること。

※同種の業務とは、公共施設等総合管理計画の策定又は改訂支援業務

類似の業務とは、公共施設の再編または再配置計画、個別施設計画及びこれらに類する計画策定の支援業務

6. プロポーザル参加の手続き等

（１）実施要領、業務仕様書の交付期間及び交付方法

公募開始の日から参加申込書提出締め切りの日までに岸和田市のホームページからダウンロードすること。担当部署や郵送での配布は行いません。

【ホームページ URL】

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/51-keikakukaiteipuropo.html>

（２）担当部署及び問い合わせ先

〒596-8510 岸和田市岸城町 7-1（岸和田市役所第二別館 4 階）

岸和田市建設部公共建築マネジメント課 公共施設マネジメント担当

電話 072-423-9553

メールアドレス kenchiku@city.kishiwada.osaka.jp

（３）参加申込書等提出書類

- ① 参加申込書（様式１）
- ② 会社等概要書（様式２）
- ③ 事業者の業務実績調書（様式３）
- ④ 配置予定管理技術者経歴書（様式４）
- ⑤ 誓約書（岸和田市暴力団排除条例関係）（様式５）
- ⑥ 登記事項証明書（写し可）
- ⑦ 印鑑証明書（写し可）
- ⑧ 使用印鑑届（様式６）
- ⑨ 委任状（様式７）（契約締結の権限を委任されている営業所等で申請する場合のみ、必要です。）
- ⑩ 納税証明書
 - （ア）法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３）（写し可）
 - （イ）法人の完納証明書（写し可）
 - （ウ）代表者の完納証明書（写し可）

→ ※岸和田市における指名競争入札参加資格者名簿に登録がある場合（様式１の２．「あり」の場合）、上記⑤～⑩は提出不要。

（４）提出期間、提出場所及び提出方法

- ① 提出期間：令和７年４月１４日（月）～令和７年４月２２日（火）１７時まで
- ② 提出場所：（２）に同じ
- ③ 提出方法：持参（平日の９時から１７時まで）又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、令和７年４月２２日１７時までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

（５）プロポーザル参加資格可否の通知

提出された書類等を審査し、その結果を郵送により通知する。

（令和７年４月２８日（月）発送）

７．質疑・応答

- ① 受付期間：令和７年４月７日（月）から令和７年４月１５日（火）１７時まで
- ② 提出方法：別紙の質問書（様式８）により、電子メールにて提出すること。
※必ず電話等で送信した旨伝え、担当課で着信したことを確認すること。
※電話又は口頭による質問は受け付けない。
※連絡先は６．（２）を参照。
- ③ 回答日時：随時回答し、令和７年４月１８日（金）までに最終回答する。
- ④ 回答方法：質問への回答は案件情報を本市ホームページ（募集案内と同ページ）に随時掲示し、個別には回答しない。

8. 参考資料の提供

(1) 参考資料の送付

申請書（様式 11）にて申請のあった者に対し、本公募にあたって参考となる資料を提供する。提供方法は、申請書（様式 11）記載の担当者連絡先への DVD-R の郵送送付とし、郵送の時期は、参加資格審査結果の発送時とする。ただし、参加資格審査の結果、参加資格を有すると認められない場合は、申請書の提出があっても資料の提供はしない。

(2) 提供する参考資料

「岸和田市公共施設等総合管理計画改訂支援業務仕様書の 5. ①～④」に記載の資料。

(3) 申請書の提出期限、提出方法

令和 7 年 4 月 22 日（火）17 時までに「6（2）担当部署及び問い合わせ先」へ電子メールで提出すること。

(4) 留意事項

- ・ 受領した資料は本公募の事務の遂行に必要な範囲内のみで使用し、自らもしくは第三者の利益のために、または本公募以外の目的で使用しないこと。
- ・ 受領した資料及び資料の閲覧により得られた情報を第三者に一切開示、漏洩または提供しないこと。
- ・ 受領した資料は善良なる管理者の注意をもって管理し、本公募の事務を直接担当する責任者及び担当者以外には取り扱いをさせないこととし、公募期間が終了した際に速やかに復元不可能な形で破棄すること。

9. 企画提案書等の提出について

岸和田市総合管理計画改訂支援業務仕様書を熟読の上、企画提案書を作成すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式	部数
①企画提案提出書	様式 9	1 部
②企画提案書	任意形式	正本 1 部 副本 8 部（※1）
③業務実工程表	任意形式	
④業務実施体制表	様式 10	
⑤価格見積書（※2）	任意形式	1 部

※②～③の書類は一つにまとめて提出すること。用紙サイズは任意とするが、異なるサイズの用紙を利用する場合は、折り込みにより同サイズにまとめ、ファイルに綴じて提出すること。

※1 副本には、法人名及び提案者が特定、識別できる商標、記号を記載しないこと。もし、記載する場合は、書類の中にある全ての法人名及び提案者が識別できる商標、記号を塗りつぶし（マスキング処理）識別できないようにすること。

※2 本業務に係る見積書を作成すること。見積書作成にあたっては、単価・数量（工数）を記載

し、業務内容ごとの経費内訳がわかるようにすること。また、消費税及び地方消費税については、見積金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

(2) 企画提案事項

前項で示す任意形式の企画提案書と業務実施工程表は、別紙「仕様書」に基づき、以下事項を記載すること。また、企画提案者の業務手法及び優位性をわかりやすく記載すること。

① 企画提案書内容

・本市の現状

※本市の公共施設の状況や財政状況等で提案者の理解している内容を記載すること

・公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を示す（見直す）ための提案者の考え方と、見直したために提案者が行う取組み内容

※取組み内容を記載するうえで、提案者が必要とする情報を市が保有しているか確認する必要がある場合は、質問書を提出し、確認すること

・財政的根拠を伴った削減目標の再設定の考え方と設定方法

・公共施設の適正化を推進する背景や目的、必要性について、市民と共通理解を図るための市民説明会での工夫や進め方

② その他独自の提案（任意）

※前項の他、予算上限額の範囲内で、提案者の経験やノウハウを活かして、提案者が実施する「公共施設の機能と量の最適化の実効性を高める提案内容」があれば記載すること。

③ 業務実施工程表

※現時点で想定する業務スケジュールを示すこと

※仕様書記載のパブリックコメント等の実施を踏まえたスケジュールとすること。

(3) 提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間：令和7年5月7日（水）～令和7年5月19日（月）17時まで

② 提出場所：6.（2）に同じ

③ 提出方法：持参（平日の9時から17時まで）又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、令和7年5月19日（月）17時までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

10. 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「岸和田市公共施設等総合管理計画改訂支援業務にかかる評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション等の実施

企画提案書について、プレゼンテーションを実施する。

① プレゼンテーション実施日：令和7年5月26日（月）予定

日時、場所については、プロポーザル参加資格可否の通知の際に別途通知する。

② 所要時間

プレゼンテーション 30 分以内

質疑応答 15 分程度

③ 注意事項

- ・プレゼンテーションは、提出された企画提案書を用いて説明を行うこととし、企画提案書以外の資料を用いた説明は不可とする。
- ・プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。
- ・プレゼンテーションでは、法人名が判別できないよう市が指定する「A社」「B社」「C社」…と呼称する。説明者側でも同様とすること。
- ・プレゼンテーションでは、プロジェクターを使用し、企画提案書をスクリーンに投影して説明することができることとする。ただし、本市で用意する機材は次のとおりとする。
なお、プロジェクターの使用を希望する場合は、各提案者において HDMI 接続可能なパソコンを用意・持参すること。

（機材）プロジェクター（HDMI ケーブル接続）

スクリーン

HDMI ケーブル（プロジェクター接続用）

レーザーポインタ

ハンドマイク1本

(3) 評価方法

提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに、提案の内容、業務の実施能力等を評価基準に基づいて採点し、評価する。

(4) 候補者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、(3) の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。
- ③ ①、②に関わらず、総合点が満点の 60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

- ③ 価格見積書の金額が 3. の委託上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ⑦ 参加表明から選定までの間に指名停止の要件になったもの

11. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目を本市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- ① 候補者の名称、総合点及び選定理由
- ② ①以外の参加者の名称及び総合点

※名称は五十音順、総合点は点数順。ただし、対象者が 1 者の場合は総合点の公表はしない。

12. 契約手続

- ① 候補者に選定された者と本市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- ② 受注者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、岸和田市財務規則第 123 条第 1 項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- ③ 契約代金の支払いについては、完了払いとする。
- ④ 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

13. 提出書類の取扱い

- ① 提出された全ての書類は、返却しない。
- ② 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- ③ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- ④ 本市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがある。
- ⑤ 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。

14. 情報公開及び提供

市は提案者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成 12 年 3 月 21 日条例第 9 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本公募型プロポーザルの受注候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

15. その他

- ① 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。
緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。
- ③ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、6.（2）あてに提出すること。
- ④ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、本市が必要と認める場合には、本市は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- ⑤ 参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑥ 本件実施後、契約締結前に候補者が岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合、又は岸和田市指名競争入札指名停止要綱に該当する事実が発覚した場合は契約を締結できない。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、当該業務の契約の締結をもってその効力を失う。